

真鶴町全児童対策事業 保護者説明会

令和 8 年 7 月 28 日
真鶴町健康こども課

目次

- 事業概要
- 利用方法について
- まとめ
- 意見交換・質疑応答

事業の背景

共働き家庭
の増加

放課後の
居場所がない

公園など遊べる
場所が少ない

こどもたちの放課後の居場所づくりへ

全児童対策事業とは

地域の方々とともに、子どもたちが安心して過ごせる放課後の居場所を提供する事業

全児童対策

すべての児童を対象とした
放課後の居場所づくり

学童保育

保護者の就労等により保育
を必要とする児童の
生活の場

対象

利用登録を行った小学 1 ～ 6 年生

登録は健康こども課窓口で行うことができます。
年度ごとの更新が必要となりますのでご注意ください。

参加費は無料です。

実施日時

平日：まなづる小学校の下校時刻～午後6時

長期休業期間：午前9時～午後6時

（昨年度と開所時間を変更しております。ご注意ください。）

午後4時30分（夏季は午後5時）以降に帰宅する場合は保護者のお迎えが必要です。

休業日・・・土・日・祝日、年末年始（12月27日～1月5日）

お盆については、祝日を除いて実施いたします。

活動場所

主な活動場所

- ・ 真鶴町民センター 1 階
機能回復訓練室
中庭



活動場所は、真鶴町HPの「全児童対策事業」からご確認
ください。活動場所の変更やお知らせがある場合は、真鶴町
「お知らせメール」からご案内いたしますので、全児童対策を
利用される場合は登録をお願いします。

町民センター空調の不具合について

22日より、町民センターの空調不具合のため、
熱中症の危険性が高まっています。

そのため、情報センターを代替場所として提供しておりますが、
他の利用状況に応じて事業実施ができない場合は中止といたします。

町民センターの空調が復旧した場合は通常通りの開所となりますので、
お知らせメールでご連絡いたします。

情報センターは通常通り開館しておりますので、適宜ご利用ください。
なお、8月10日まで町民センターの閉館が決定しております。

町民センター空調の不具合について

【7,8月の実施不可日】

8月25日（火）～28日（金）

【7,8月の変則実施日】

7月30日（木） 9:00～12:00

8月6日（木） 12:30～18:00

8月7日（金） 9:00～16:40

情報センターで実施

お知らせメールQRコード



登録方法

- ①メールの受信許可設定
- ②空メール送信
- ③メール記載のURLをクリック
- ④配信カテゴリ「全児童・いきいき」を選択
- ⑤登録情報入力の上、登録

予定や実施場所などについてこちらでご連絡いたします。

すごしかた

- ・ 開設時間内であれば出入り自由
※午後 4 時30分（夏季は午後 5 時）以降は入室できません。
- ・ 事前予約は不要

すごしかた

自由な遊び

宿題、読書、お絵描き、おしゃべり、外遊び

地域の方々などが企画するイベント

レゴブロック遊び、ショートムービー撮影など

真鶴町放課後子どもいきいきクラブ

実施日：原則毎週月・金曜日

（月・金曜が祝祭日や学校行事代休の場合は別の曜日に振替）

時間：

5月から11月、2月から3月・・・午後3時30分から午後4時30分まで

12月から1月・・・午後3時30分から午後4時20分まで

「全児童対策事業」へ登録し、真鶴放課後子どもいきいきクラブの活動日に「全児童対策事業」の活動場所にてお待ちください。



見守りの体制

サポーター

- ・ 2～3名の地域住民サポーターが見守りを行います。
- ・ 日々の見守りを通じて、子どもたちが安心・安全に過ごせるよう支援します。

入退室管理

- ・ 入退室の時刻は、子どもたち自身が記録します。
- ・ 必要に応じて、サポーターが手助けします。

見守りの体制

緊急時の対応

- ・活動時間中のけがや体調不良などの際には、健康こども課、またはサポーターから、登録されている保護者の連絡先へ連絡します。
- ・利用時間中は緊急時に連絡が取れるようご協力をお願いします。

もちもの

- ・ 水筒
- ・ （必要に応じて）お弁当、おやつ

おやつについては、事前に保護者の方からお預かりすることが可能です。健康こども課か、活動時間中にサポーターにお預けください。

お子様の必要量に合わせてお持ちください。

冷蔵・冷凍が必要なものはお預かりできません。

あそび道具

自分も遊び道具を持ってくることができます。

ただし、以下の点についてご了承ください。

- ①紛失や破損について、町では責任を負いかねます。
- ②他の児童のけがの原因になったり、迷惑になったりする
場合などは、持ち込みをお断りすることがあります。

あそび道具



自分で管理できるもの

安全に遊べるもの

周りのお友達と譲り合って
使えるもの



高価なもの

他の児童のけがにつながる
恐れのあるもの

他の児童の活動の妨げ
となるもの

おねがいしたいこと

安全に利用していただくために

- この事業は「預かり」ではなく、「放課後の居場所づくり」です。

各ご家庭で以下の内容について確認をお願いします。

- ・活動場所までの行き帰り
- ・帰宅時間
- ・帰宅方法（一人帰り・お迎え）
- ・施設での過ごし方

午後4時30分（夏季は午後5時）以降は保護者のお迎えが必要です。

公共施設の使い方について

町民センターはほかの町民の方も利用する公共施設です。
ルールを守って利用できるよう、各御家庭で確認をお願いします。

- ・決められた場所で遊ぶこと
- ・物を大切に使うこと
- ・他の利用者への思いやりを大切にすること

ルールが守れない場合は、ご家庭へ連絡し、利用をお断りする場合があります。

最後に

全児童対策事業は、地域の方々とともに、子どもたちが安心して過ごせる放課後の居場所を提供することをめざしています。

子どもたちの健やかな放課後の時間をつくるために、
皆様のご理解とご協力をお願いします。

情報共有・意見交換

みなさんのおはなしをおきかせください